

新潟市エネルギー専門家派遣事業仕様書

1 事業目的

コロナ禍におけるエネルギー価格高騰の影響を受ける市内中小製造業に対し、エネルギーの専門家による相談体制を構築し、現地調査等を行うことにより、工場におけるエネルギー使用量を「見える化」し、省エネルギー（以下「省エネ」とする。）設備の導入や再生可能エネルギー（以下「再エネ」とする。）の利用など、エネルギーの最適化に向けた助言を行い、市内中小製造業の事業継続や高度化を図ることを目的とする。

2 事業内容 ※以下、(1) から (4) までの事業を総称して「本事業」とする。

(1) エネルギー専門家による相談業務

市内中小製造業からの相談に応じて、エネルギー専門家を現地へ派遣し、現地調査やエネルギー使用量の把握、データ分析、省エネ・再エネ設備の導入提案などについて個別相談報告書を作成し、相談者へエネルギーの最適化に向けた助言を15社以上実施する。なお、相談業務は市内中小製造業のニーズに対応して実施するものとする。

①相談者

相談者は市内中小製造業とする。市内中小製造業は次のAからCに掲げる全てに該当し、法人又は個人の名称を公表することに同意を得た者とする。

A 市内において日本標準産業分類に掲げる製造業、新聞業、出版業の用に直接供する建物及び構築物（以下「工場」とする。）を有する者であること

B 従業員300人以下又は資本金3億円以下の会社若しくは個人であること

C 市内工場における相談であること

②エネルギー専門家

エネルギー専門家は次表に掲げる必須資格を保有している者とし、その他の資格を保有する者は相談者のニーズに応じて配置するものとする。

	資格の種類
必須資格	エネルギー管理士
その他資格	技術士、建築士、建築設備士、ガス主任技術者、電気工事士（1種）、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、ボイラー・タービン主任技術者、管工事施工管理技士、省エネ環境診断士、太陽光アドバイザー、太陽光発電メンテナンス技師

(2) セミナーの開催

市内中小製造業へ脱炭素経営を啓発し、エネルギー専門家による相談業務の活用を促すため、事業着手後速やかに次に掲げる事項を包括したセミナーを1回以上開催すること。

①脱炭素社会に向けた世界及び日本の潮流について

②中小製造業に求められる脱炭素経営について

③製造業で実施されている脱炭素経営の事例・効果について

なお、セミナーはWEB会議形式と会場形式を同時に実施するものとし、両形式を合わせて15社以上が参加する目標を設定してセミナー開催の周知を図ること。

(3) 専門家派遣事業の周知

市内中小製造業が「2 事業内容」(1) 及び(2) を活用するため、チラシを作成

し、ホームページや SNS などにより広く事業の周知を図ること。

(4) 本市補助制度の周知

「2 事業内容」(1)において、本市の「再生可能エネルギー導入促進補助金」又は「中小企業生産性向上・グリーン設備投資補助金」の適用可能性がある場合は、本市へ情報提供するものとする。また、相談者からの求めに応じ、補助金交付申請や実績報告資料の作成で必要となる次の①から④に掲げる事項について協力、助言するものとする。

- ①工場における使用エネルギー量・CO2 排出量の測定、見込み値算出
- ②設備投資前後における使用エネルギー量・CO2 排出量の測定、見込み値算出
- ③太陽電池モジュールの枚数、出力数
- ④蓄電池システムの容量

3 報告書の作成

(1) 業務報告書

①「2 事業内容」(1)は、次のAからCに掲げる事項を相談者及び日本標準産業分類における中分類ごとに集計、グラフ化したうえ、市内中小製造業の省エネ又は再エネ意識の現状や課題について報告書を作成する。

- A エネルギー使用量を「見える化」するために検討した内容
- B 省エネ設備への入替等のために検討した内容
- C 再エネの普及を促進するため、同エネルギーを多角的に検討した内容

②「2 事業内容」(2)から(3)は、実施時期、内容をまとめた報告書を作成する。

(2) 個別相談報告書

「2 事業内容」(1)を相談者ごとに作成する。なお、相談者からの求めに応じ、次の①から④に掲げる事項について協力、助言した場合はその内容についても記載することとする。

- ①工場における使用エネルギー量・CO2 排出量の測定、見込み値算出
- ②設備投資前後における使用エネルギー量・CO2 排出量の測定、見込み値算出
- ③太陽電池モジュールの枚数、出力数
- ④蓄電池システムの容量

(3) 事例集

前項における個別相談報告書のうち、他の中小製造業でも活用できる事例は写真やデータを交えて事例集として取りまとめること。なお、写真やデータを掲載する場合は肖像権や著作権など、法的権利を解決したものとし、第三者との間で争いが生じた場合は、受託者の責任により対応する。

4 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日(火)まで

5 委託料

本事業の対象となる補助対象経費は次のとおりとし、領収書等により支払が確認できるものとする。

委託対象経費	内容	委託限度額 (消費税及び地方消費税を含む)
①相談業務費 (「2 事業内容」 (1)(4)に係る 経費)	エネルギー専門家による相談業務に要する経費(人件費、旅費、事務機器等賃借料費など)	1 相談件数あたり 400千円 【上限額】 6,000千円
②セミナー開催費 (「2 事業内容」 (2)に係る経費)	セミナー開催に要する経費(会場借上費、事務機器等賃借料費、通信運搬費及び謝金など)	【上限額】 600千円
③広報活動費 (「2 事業内容」 (3)に係る経費)	広報活動に要する経費(印刷製本費、備品及び消耗品購入費など)	【上限額】 400千円
④業務管理費 (①相談業務費、② セミナー開催費及 び③広報活動費を 除いた経費)	エネルギー専門家による相談業務を管理・運営するために要する経費及び他のいずれかの委託対象経費に属さない経費であって、事業に必要と認められる経費(事務機器等賃借料費、通信運搬費、印刷製本費、備品消耗品購入費、備品等手数料、光熱水料、振込手数料など)	個別相談報告書の件数に応じて以下のとおり補助上限額を設定する。 ○5件以下： 上限額1,000千円 ○10件以下： 上限額1,500千円 ○15件以上： 上限額2,000千円

6 受託者

本仕様書に基づき業務委託契約を締結する者とする。

7 主任者

- (1) 受託者は、本事業の主任者を定め、新潟市経済部企業誘致課に通知するものとする。
- (2) 主任者は、新潟市経済部企業誘致課と相互に協力し、本事業を実施しなければならない。
- (3) 主任者は、本市が実施する「再生可能エネルギー導入促進補助金」及び「中小企業生産性向上・グリーン設備投資補助金」の内容を理解し、エネルギー専門家へ情報共有しなければならない。

8 事業の着手

受託者は、契約締結後直ちに本事業に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任者が本事業の実施のため新潟市経済部企業誘致課との打ち合わせを開始することをいう。

9 打ち合わせ等

受託者は事業を適正かつ円滑に実施するため、「2 事業内容」及び「1.3 留意事項(1)⑥」に基づき本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合はその内容を正し、その都度打ち合わせ記録簿に記録のうえ、相互に確認することとする。

1.0 資料の貸与及び返却

- (1) 新潟市経済部企業誘致課は、業務に必要な資料を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに新潟市経済部企業誘致課に返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された資料を丁寧に扱い、汚損及び破損してはならない。万一、汚損及び破損した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、守秘義務を求められた資料については複製してはならない。

1.1 成果品

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (1) 業務報告書（概要版） | A4版 |
| (2) 業務報告書 | 一式 |
| (3) 個別相談報告書（本事業により相談者へ提供した資料） | 一式 |
| (4) 事例集 | 一式 |
| (5) (1) から (4) までの電子データ（PDF形式） | CD-ROM |

1.2 成果品の提出場所

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階 新潟市経済部企業誘致課

1.3 留意事項

受託者は、事業実施にあたり次に掲げる事項に留意すること。

(1) 基本事項

- ①事業の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ②新潟市経済部企業誘致課と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ③事業の遂行に必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、新潟市経済部企業誘致課は契約金額以外の費用を負担しない。
- ④実施計画の一部を変更する場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- ⑤本事業において、新潟市経済部企業誘致課が事業の進捗状況を確認するため、受託者へ資料提供を求めた場合は、速やかに書面又は電子データにより資料提供を行うものとする。
- ⑥本事業において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- ⑦受託者による販売、施工業者等のあっせん及び仲介行為を禁ずる。ただし、相談者からの求めに応じる止むを得ない場合は、次のAからCに掲げる事項を遵守することで提案することができる。この場合、提案した法人名、内容及び理由を「1.1 成果品」と併せて本市へ書面及び電子データ(PDF形式)で提出するものとする。
 - A 相談者から再エネ導入や省エネ設備入替等について販売、施工業者等の情報を求められた場合は市内取扱業者を複数以上提案すること
 - B 特殊な技術や工法、製品等により、市内取扱業者がいない場合を除き市内取扱業者を優先すること。
 - C 市内取扱業者を提案する際は、一部の販売、施工業者等に偏らないようにする

こと。

(2) 再委託

事業の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により新潟市経済部企業誘致課に届出を行い、承認を得ること。

(3) 成果品の使用等

① 成果品の著作権及び所有権の全ては新潟市経済部企業誘致課に帰属し、受託者は新潟市経済部企業誘致課の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

② 受託者は、著作権及び所有権の全てにおいて、新潟市経済部企業誘致課が成果品の使用に際し、第三者からいかなる権利の主張がない状態で納品すること。

(4) 成果品に瑕疵のある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵があった場合は、新潟市経済部企業誘致課の指示により受託者の責任において速やかに訂正することとする。なお、事業期間終了後も同様とする。

(5) 守秘義務

受託者は、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例及び新潟市情報公開条例の趣旨を認識し、事業の実施にあたっては、その取扱いに適正を期し、個人及び法人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。なお、事業終了後も同様とするものとする。